

山梨県公報

第二千五百九十二号

平成二十八年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

告 示

公印の作成……………二二〇

口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………二二〇

公立病院等の指定……………二二〇

山梨県森林保全巡視事業管理規程の一部を改正する告示……………二二一

保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………二二一

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………二二二

換地計画の決定……………二二三

景観保全型広告規制地区の指定の一部改正……………二二四

景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準の一部改正……………二二四

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………二二四

歴史文化公園の指定の一部改正……………二二四

道路の供用開始……………二二四

山梨県手数料条例別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類……………二二五

山梨県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類……………二二五

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二五

訓 令

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二二六

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二二六

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………二二七

山梨県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令……………二二七

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………二二七

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………二二七

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二二三

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二二三

平成二十八年度前期技能検定の実施……………二二三

平成二十八年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施……………二二六

国土調査の成果の認証……………二三〇

農用地利用配分計画の認可……………二三〇

葦崎市計画道路事業の施行について……………二三二

開発行為に関する工事の完了について……………二三三

企 業 局

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………二三三

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程……………二四六

教 育 委 員 会

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………二四九

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則……………二四九

山梨県立学校職員の人事評価に関する規則……………二五〇

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則……………二五一

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二五二

山梨県教育庁法令審査委員会規程の一部を改正する訓令……………二五二

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二五二

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………二五三

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………二五三

人事委員会

- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………二五三
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………二五五
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………三〇一
- 単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則……………三〇一
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………三〇二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三〇二
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………三〇三
- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………三〇三
- 山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令……………三〇三
- 監査委員
- 山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三〇三
- その他
- 山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………三〇四
- 山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三〇五

告示

山梨県告示第二百二十七号
 山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、次の山梨県知事印を作成し、平成二十八年四月一日からその使用を開始する。
 平成二十八年三月三十一日

山梨県知事印（十三）（防災局用）
 印影



山梨県告示第二百二十八号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県告示第二百一十一号の二）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項中、「山梨県企画県民部情報政策課」を、「山梨県総務部情報政策課」に改め、同表十三の項中、「山梨県産業労働部産業集積課」を、「山梨県産業労働部企業立地・支援課」に改め、同表十四の項中、「山梨県産業労働部産業人材課」を、「山梨県産業労働部産業人材育成課」に改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県告示第二百二十九号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十四号）第三条第三号の規定により、次の施設を公立病院等として定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号
山角病院	甲府市美咲一丁目六番十号
HANAZONOホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地
回生堂病院	都留市四日市場二百七十番地
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十三番地
韮崎東ヶ丘病院	韮崎市穂坂町宮久保千二百十六番地
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地

山梨県告示第百三十号

山梨県森林保全巡視事業実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県森林保全巡視事業実施規程の一部を改正する告示

山梨県森林保全巡視事業実施規程（平成二十七年山梨県告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「推進員又は旧山梨県森林保全巡視事業実施規程（この告示による改正前の山梨県森林保全巡視事業実施規程（昭和五十二年山梨県告示第三十六号）をいう。）（第三条第一項に規定する巡視員の経験を有し、かつ」を削る。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

る分析)			
その他の試験	1時間	環境試験(恒温恒湿室による温湿度負荷試験) 環境試験(小型恒温恒湿槽による温湿度負荷試験)	1,130円 480円

化学試験(I P C発光分光法による定量分析)	1測定	測定波長領域 190nm~800nm 120nm~800nm	6,420円 8,750円
化学試験(発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4,480円 4,480円

浸染	1キログラム	一般染色法で染料1パーセント未満の染色 一般染色法で染料1パーセント以上3パーセント未満の染色 一般染色法で染料3パーセント以上の染色 特殊染色法で染料1パーセント未満の染色 特殊染色法で染料1パーセント以上の染色	640円 930円 1,280円 1,520円 1,980円
研磨宝飾製品委託見本の試作	1件	試作加工に要する時間 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満	640円 1,280円 2,570円 3,850円

宝鉱石の板状切断	1キログラム	切断時の板厚 8ミリメートル以上 4ミリメートル以上8ミリメートル未満 4ミリメートル未満	3時間以上4時間未満 4時間以上5時間未満 5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満 7時間以上8時間未満 8時間以上	5,140円 6,540円 7,830円 9,110円 10,400円 12,850円
				410円 640円 990円

浸染	1キログラム	一般染色法で染料1パーセント未満の染色 一般染色法で染料1パーセント以上3パーセント未満の染色 一般染色法で染料3パーセント以上の染色 特殊染色法で染料1パーセント未満の染色 特殊染色法で染料1パーセント以上の染色	640円 930円 1,280円 1,520円 1,980円
----	--------	---	--

山梨県告示第百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県管畑地帯総合整備事業(大野寺地区大野寺第四工区)の換地計画を定めたので、次の
とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てる必要がある。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事

後藤

斎

- 縦覧書類
- 換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年四月一日から同月二十八日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十八年四月二十九日から同年五月十三日まで

山梨県告示第百三十七号

景観保全型広告規制地区の指定(平成二十六年山梨県告示第百七十四号)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一の表に次のように加える。

新倉トンネル西側地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。)
船津小海線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。)

一中「供する」の下に「。なお、新倉トンネル西側地区及び船津小海線地区については、その図面を山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室(平成二十八年四月一日以降にあつては、山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室)及び山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課において、平成二十八年三月三十一日から同年九月三十日まで公衆の縦覧に供する」を加え、二中「横町バイパス地区」の下に「及び新倉トンネル西側地区」を加え、三中「及び富士河口湖富士線地区」を「、富士河口湖富士線地区及び船津小海線地区」に改める。

山梨県告示第百三十八号

景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準(平成二十六年山梨県告示第百七十五号)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

二中「横町バイパス地区」の下に「及び新倉トンネル西側地区」を加え、三中「及び富士河口湖富士線地区」を「、富士河口湖富士線地区及び船津小海線地区」に改める。

山梨県告示第百三十九号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。ただし、(四)の改正に係る部分については、同年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

(三)12中「南アルプス市在家塚字柳原五八四番五から甲斐市竜地字着物沢四八式番番」を「西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四十番一から甲斐市龍地字着物沢四千八百二十三番」に改め、一中13及び14を削り、15を13とし、16から18までを14から16までとし、(三)19中「地域」の下に「。ただし、平成二十八年山梨県告示第百三十七号において景観保全型広告規制地区として指定された新倉トンネル西側地区の区域を除く。」を加え、一中19を17とし、20を18とし、(四)中「山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観づくり推進室」に改める。

山梨県告示第百四十号

歴史文化公園の指定(平成二十二年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一中「山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観づくり推進室」に改める。

山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス	南巨摩郡早川町保字大上双里二		一一九・七	平成二十八

公園線	〇三三番一地先から	年三月三十
	南巨摩郡早川町保字小家川原一 六四七番一 地先まで	一日

山梨県告示第四百二十二号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 知事が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、(二)に掲げる者にあつては、住宅のみに用途に供する建築物又は住戸のみについて適合証を作成する場合に限る。
- (一) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関
- (二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (一) 一に掲げる者が作成した、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づく申請に係る法第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が同項第一号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (二) 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）に基づく断熱等性能等級四及び一次エネルギー消費量等級五（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級四又は等級五）に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第四百二十三号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 知事が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、(二)に掲げる者にあつては、住

宅のみに用途に供する建築物について適合証を作成する場合に限る。

- (一) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関
- (二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (一) 一に掲げる者が作成した、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下「法」という。）第三十六条第一項に基づく申請に係る建築物が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類
 - (二) 法第三十条第一項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三条第二項の通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
 - (三) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項の通知書の写し及び建築基準法第七十五条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
 - (四) 住宅品質確保法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）に基づく断熱等性能等級四及び一次エネルギー消費量等級四又は等級五（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級三、等級四又は等級五）に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第四百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十八年三月三十一日
- 二 指定道路の位置

- 山梨市小原西字大堀五百二番三、五百番三
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇五メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
四十一・四九メートル

訓 令

山梨県訓令甲第十五号

本 出 先 機 関 庁

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように改める。
平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県総合計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「知事政策局長」を「総合政策部長」に改める。
第八条中、「知事政策局」を「総合政策部」に改める。
別表第一中、「知事政策局長 企画県民部長」を「総合政策部長 県民生活部長」に、「総務部長」を「総務部長 防災局長」に、「防災危機管理監 林務長」を「林務長」に改める。
別表第二知事政策局の項及び企画県民部の項を次のように改める。

総合政策部	総合政策部次長 政策企画課長 政策主幹
県民生活部	県民生活部次長 企画調整主幹
防災局	防災局次長 主幹

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十六号

本 出 先 機 関 庁

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表一の項及び二の項を次のように改める。

一 消防保安課	市町村が消防を十分に行うための協力業務 消防防災ヘリコプターによる活動業務	中央市今福 甲斐市宇津谷
二 消防保安課	消防防災ヘリコプターによる活動業務	甲斐市宇津谷

別表中三の項を削り、四の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 医務課	円滑な移植医療の実施及び臓器移植の普及啓発に関する業務	甲府市富士見一丁目
-------	-----------------------------	-----------

別表七の項を削り、同表八の項中「農産物販売戦略室」を「販売・輸出支援室」に、「需要促進対策業務」を「需要拡大に関する業務」に改め、同項を同表七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十九の項中「の試験研究業務」を「に関する試験研究及び農業の革新に係る支援業務」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

二十 果樹試験場	醸造用ブドウに関	北杜市明野町浅尾
----------	----------	----------

二十一 畜産試験場	する試験研究業務		
畜産に関する農業の革新に係る支援業務		葦崎市本町四丁目	

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する

山梨県訓令甲第十七号

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「部（出納局及び部に属しない課）を、部又は局（出納局）に、以下同じ」を、「第五条第四項において、部局」という」に改める。

第五条第四項中「部課（以下「関係部課」を、部局（第八条において「関係部局」に改める。

第八条の見出しを「（関係部局の協力）」に改め、同条中「関係部課」を「関係部局」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十八号

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

本 出 先 機 関 庁

本 出 先 機 関 庁

山梨県副知事の担任意務に関する規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「知事政策局」を「総合政策部」に改め、同号口中「企画県民部」を「県民生活部」に改め、同号中ワをカとし、ホからヲまでをへからヅまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 防災局に関すること。

第一条第三号イ中「知事政策局」を「総合政策部」に改め、同号口中「企画県民部」を「県民生活部」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十九号

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項、第四条の二、第十一条第一項、第十二条、第十五条並びに第十六条第一項及び第三項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

第十八条第三項中「企画県民部次長」を「総務部次長」に改め、同条第四項中「企画県民部長」を「総務部長」に改め、同項第一号中「企画課長」を「政策企画課長」に改め、同項第二号中「行政改革推進課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第六項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

第十九条及び第二十三条中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十号

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

本 出 先 機 関 庁